除染に関する情報

小野町は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、「汚染状況重点調査地域」の指定を受けています。この指定を受けた市町村は、環境省令で定めるところによって環境汚染状況の調査測定をすることができるとされており、現在、先月号でお知らせしたように「空間放射線量率調査」を進めているところです。

除染に関する情報をQ&A形式により、お知らせします。

Q.「除染」とは？

A. 放射性物質で汚染された施設などから、汚染源を取り除くことです。

Q.「放射性物質汚染対処特措法」とは？

A. 東京電力福島第一原発事故によって拡散した放射性物質による環境の汚染へ対処するため、国県、市町村、関係原子力事業者などが、その問題解決に向けて行うべき方策を定めた法律です。本年1月1日に施行となりました。放射性物質汚染対処特措法では『環境大臣は、その地域内の放射性物質による汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域を「汚染状況重点調査地域」として指定するもの』とされています。

Q.「汚染状況重点調査地域」に指定されるとどうなるの？

A. この指定を受けると、その地域内の環境汚染状況について調査測定できることになり、この測定結果によって、「除染実施計画」を定めて除染を実施する区域かどうかの判断をすることとなります。

小野町もこの指定を受けており、全国で104市町村が指定を受けています。

Q.「除染実施計画」とは？

A. 町民の放射性物質からの影響に対する不安を解消し、原発事故発生以前の生活環境を取り戻すために、除染の方針（目標、期間、対象地域、優先順位など）、除染の方法、除去物の処理などについて定めるものです。

Q.「除染実施計画」を立てるとどうなるの？

A. 「除染実施計画」を立て、国（環境省）との協議を終えると、放射性物質汚染対処特措法に基づく「法定計画」として位置付けされて、この計画内容に沿って行われる事業費について、国から財政措置を受けることができるようになります。

Q.「除染実施計画」の策定区域の要件は？

A. 除染実施計画の策定区域は、隣組や字（あざ）単位で判断することとなり、それぞれの区域ごとに平均的な線量が1時間当たり0・23マイクロシーベルト以上となることが要件です（※地表から1メートルの高さを計測した値が基本となります。局所的に線量が高い可能性がある地点（側溝、樹木の下など）はこの計画策定区域の測定地点としないことと環境省から示されています）。

町内空間放射線量率は、役場前で0・09マイクロシーベルト前後とほかの地域と比べて低い線量で推移していますが、町内全域におけるさまざまな地点の測定結果をもとにして、計画策定要件に当てはまるかどうかを判断します。

問町民生活課
☎72-6933